

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：金融商品取引法施行令
規制の名称：金融商品債務引受業の対象取引の拡大
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止
案の区分：代替案
担当部局：金融庁総務企画局市場課
評価実施時期：平成 29 年 10 月 24 日

（1）事業者の数の制限

問 1：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

はい

金融商品取引清算機関が、金融商品債務引受業の関連業務として ETF の設定・交換に係る受益証券と金銭等の授受を行おうとするには、国の承認を要するため。

問 2：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引清算機関が関連業務を行うにあたって、地理的範囲の制限はないため。

問 3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

ETF の設定・交換に係る清算を行う既存業者はいないため。

（2）事業者の競争手段の制限

問 1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引清算機関に対する規制の緩和（業務範囲の拡大）であるため。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引清算機関に対する規制の緩和（業務範囲の拡大）であるため。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引清算機関に対する規制の緩和（業務範囲の拡大）であるため。

（3）事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を開示することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は金融商品取引清算機関が行うことができる業務の追加であるが、当該業務を行うか否かは任意であり、義務を課すものではないため。

（4）需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

金融商品取引清算機関に対する規制の緩和（業務範囲の拡大）であるため。

結論

ETFの設定・交換に係る清算を、金融商品取引清算機関の関連業務として行う場合には、国の承認を要することになるが、当該業務を行う既存業者はおらず、金融商品取引清算機関に対する規制の緩和であることから、競争に負の影響を及ぼす可能性は無い。